

信用金庫取引約定書の廃棄について

2024年8月5日

お客さま各位

東京都中野区中野 2-29-10

西武信用金庫

平素より西武信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫ではお客さまのご融資のお取引にあたり、お客さまが差入れもしくは締結した信用金庫取引約定書について、ご融資完済後、新たなご融資のお取引がなく、お客さまが負担する債務が存在しないまま10年以上経過した場合、廃棄させていただくことといたしました。また、今後同様に10年以上経過したお客さまについても、信用金庫取引約定書を順次廃棄させていただきます。

つきましては、信用金庫取引約定書等の契約関係書類一式について、当金庫が責任をもって廃棄いたしますので、ご融資のお取引継続のご希望がある場合、お取引店舗にお申し出くださいようお願い申し上げます。

なお、ご融資のお取引継続のご希望があった場合、改めて融資審査を行い、その結果、ご希望に添えない場合がございますのでご承知願います。

本件につきまして、ご不明な点などございましたら、[お取引店舗](#)にご連絡いただきますようお願いいたします。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上